

令和7年設楽町訓令第4号

府中一般
出先機関一般

設楽町情報セキュリティ委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年12月22日

設楽町長 土屋 浩

設楽町訓令第4号

設楽町情報セキュリティ委員会設置要綱

(設置)

第1条 設楽町の情報セキュリティ対策を総合的に実施するため、設楽町情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報セキュリティポリシーに関すること。
- (2) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (3) 情報セキュリティインシデントに係る対応に関すること。
- (4) その他情報セキュリティに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は町長を、副委員長は副町長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 設楽町事務分掌規則（平成21年規則第13号）第2条第1項に規定する本庁、同条例第2項に規定する施設機関及び同規則第3条に規定する出納室、教育委員会、議会事務局及び地方公営企業（以下「課室等」という。）の課室長

- (2) その他必要と認める職員

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者、学識経験者等の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(報告)

第5条 委員長は、会議の結果を町長に報告する。

(作業部会)

第6条 委員長は、課題等の研究及び専門的な事項の調査のため、委員会に作業部会を置くことができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務に関することは、総務課において処理する。
(その他)

第8条 この要綱に定めるものほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。